



令和7年度 指定採水員指定講習会

効率化した11条検査 「福岡方式」について

「福岡方式」の特徴

美しい水環境の創造へ



一般財団法人 福岡県浄化槽協会
Fukuoka Johkasou Association





内容

1. 11条検査の受検数及び受検率の推移

2. 「福岡方式」の特徴

- ✓ 検査依頼事務代行制度
- ✓ 指定採水員制度
- ✓ 定期検査クロスチェック委員会

3. 「福岡方式」のしくみ

- ✓ 福岡方式の検査フロー
- ✓ フォロー検査
- ✓ スクリーニング検査
- ✓ クロスチェック

4. 行政への検査結果の報告

5. まとめ

1. 11条検査の受検数及び受検率の推移

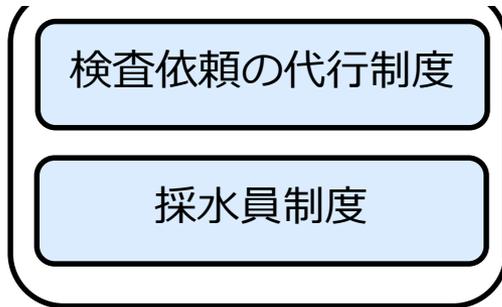
「福岡方式」導入の背景

昭和47年 (1972年)	福岡県浄化槽法 施行細則 (県細則検査)	・維持管理業界「 検査依頼の代行 」 「 浄化槽放流水の採水・運搬 」 ・BODを測定 (平成9年：細則検査 受検率48.3%)
昭和60年 (1985年)	浄化槽法	・11条検査の義務付け (BOD測定なし) ・受検率は低迷 (平成9年：11条検査 受検率12.4%)

厚生省 (当時) 室長通知 (1995年6月)

- ・11条検査にBODを導入 (設置・維持管理状況を総合的に示す指標)
- ・BODの導入を前提とした検査の効率化 (環境省と要個別協議)

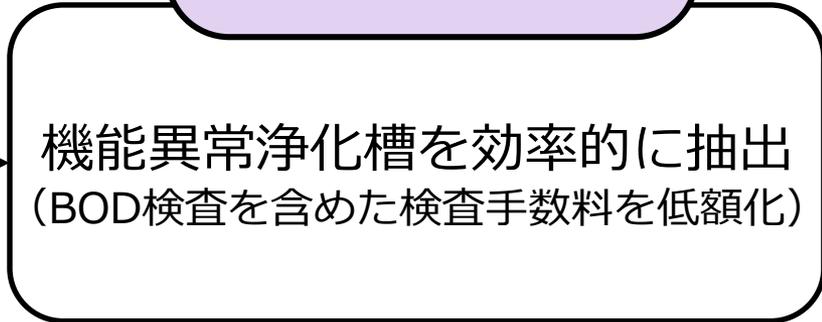
業界が支えてきたシステム



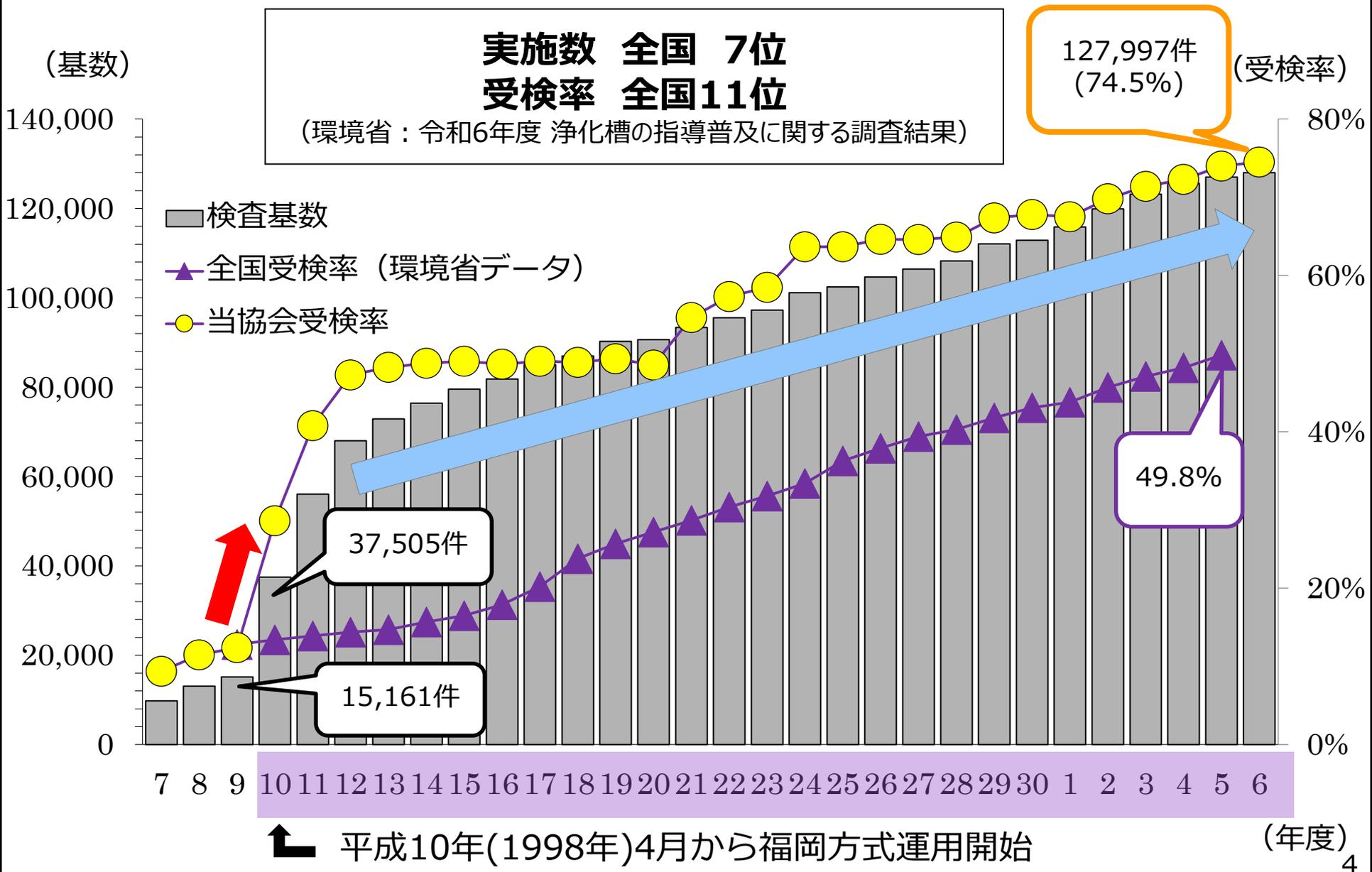
国の通知を踏まえた
初の効率化検査

定着していた制度を活用

福岡方式



1. 11条検査の受検数及び受検率の推移



2. 「福岡方式」の特徴

「福岡方式」の特徴と効率化検査を支える制度

福岡方式の2つの特徴

- ◆ 毎年、**すべての浄化槽放流水のBODを測定**
- ◆ **定年周期方式**により**効率化**を促進

福岡方式を支える3つの制度

検査依頼事務代行制度

指定採水員制度

定期検査クロスチェック委員会

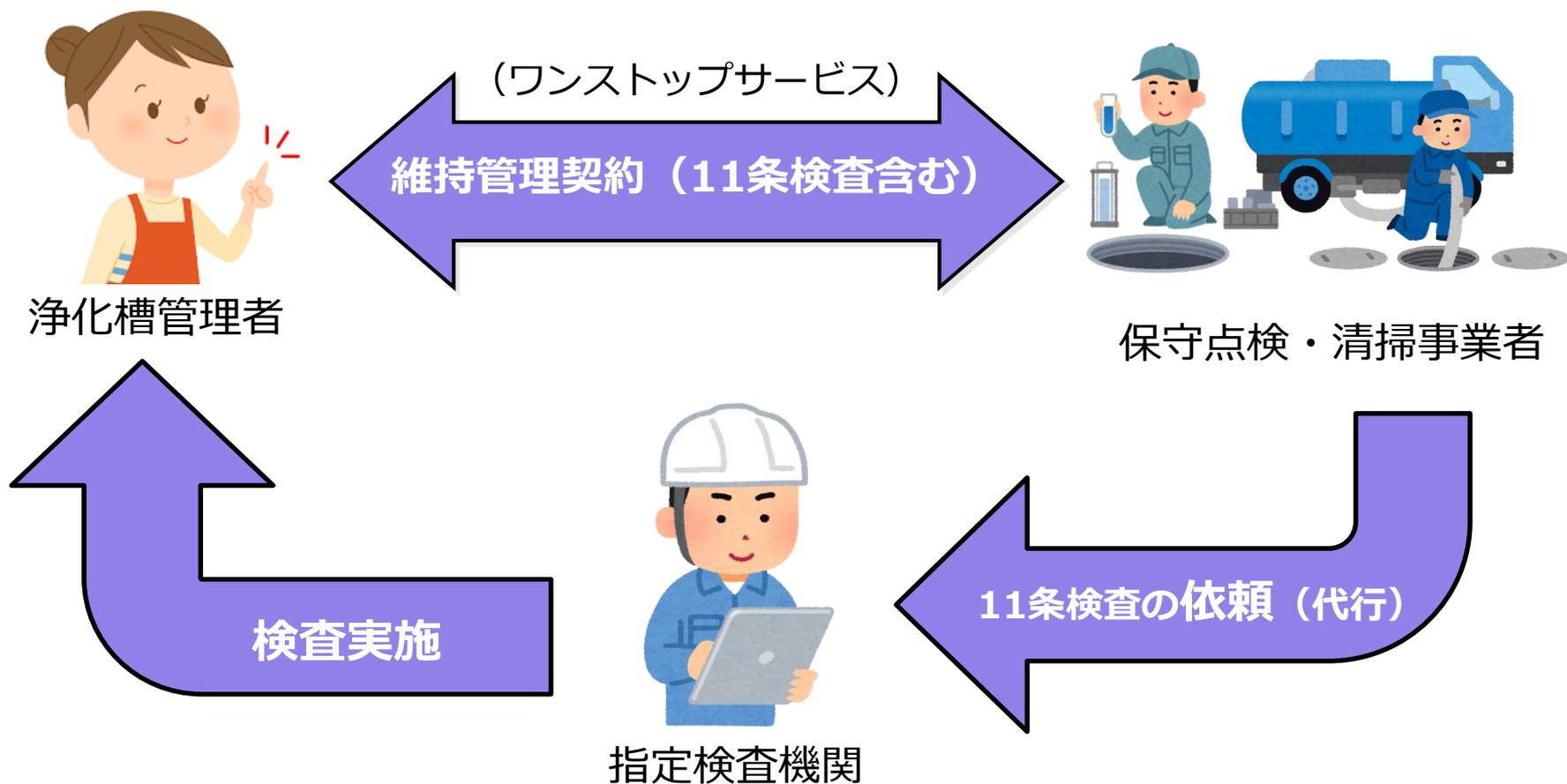
浄化槽関係者と検査機関が連携して、浄化槽の信頼性を高めていくシステム

2. 「福岡方式」の特徴

「福岡方式」を支える3つの制度①

検査依頼事務代行制度

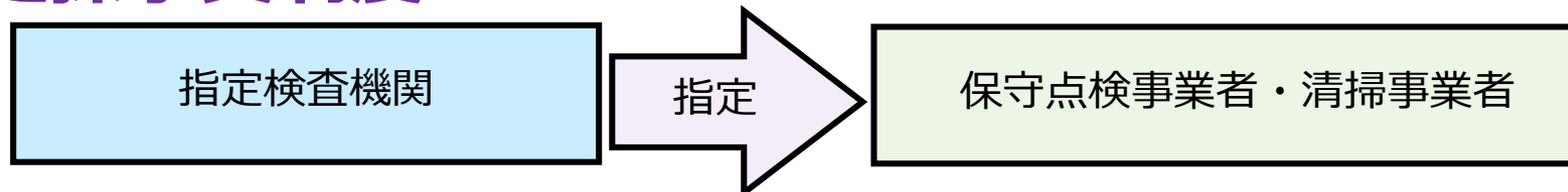
検査依頼の方法（事務フロー）



2. 「福岡方式」の特徴

「福岡方式」を支える3つの制度②

指定採水員制度



※884名を採水員として指定（令和7年3月末現在）

指定採水員 指定要件

- 保守点検事業者・清掃事業者に所属する浄化槽管理士の有資格者
- 指定採水員指定講習会（県指導・監督下）を受講
- 更新する場合は、指定期間（3年）内に指定採水員指定講習会を受講

採水員手帳



採水員に役立つ
内容を記載

検体収集カレンダー



<https://x.gd/qndBX>

指定採水員のための事例集・ 水質改善事例集



<https://x.gd/zRm8H>

2. 「福岡方式」の特徴

「福岡方式」を支える3つの制度③

定期検査クロスチェック委員会

採水員制度の信頼性確保・確認
(50人槽以下 水質検査年)

【浄化槽対策室長通知（平成7年6月20日 衛浄第35号）】

「検査の効率化等の観点からやむを得ずBOD検体の採水を検査員以外の者が行う場合にあっても、指定検査機関による監督が確実に実行できる体制を整備するなど、法定検査の信頼性を損なうことがないように万全の措置を講じられたいこと。」

目的	① 福岡方式の適正かつ公正な運用
	② 福岡方式の信頼性確保
調査及び審査	① 指定採水員の適正な指定に関すること
	② 水質検査試料の適正な採取に関すること
	③ スクリーニング検査の適正な点検に関すること
	④ 調査結果の報告及び制度の改正に関すること

委員	行政機関 4名 学識者 3名
開催頻度	年 3回

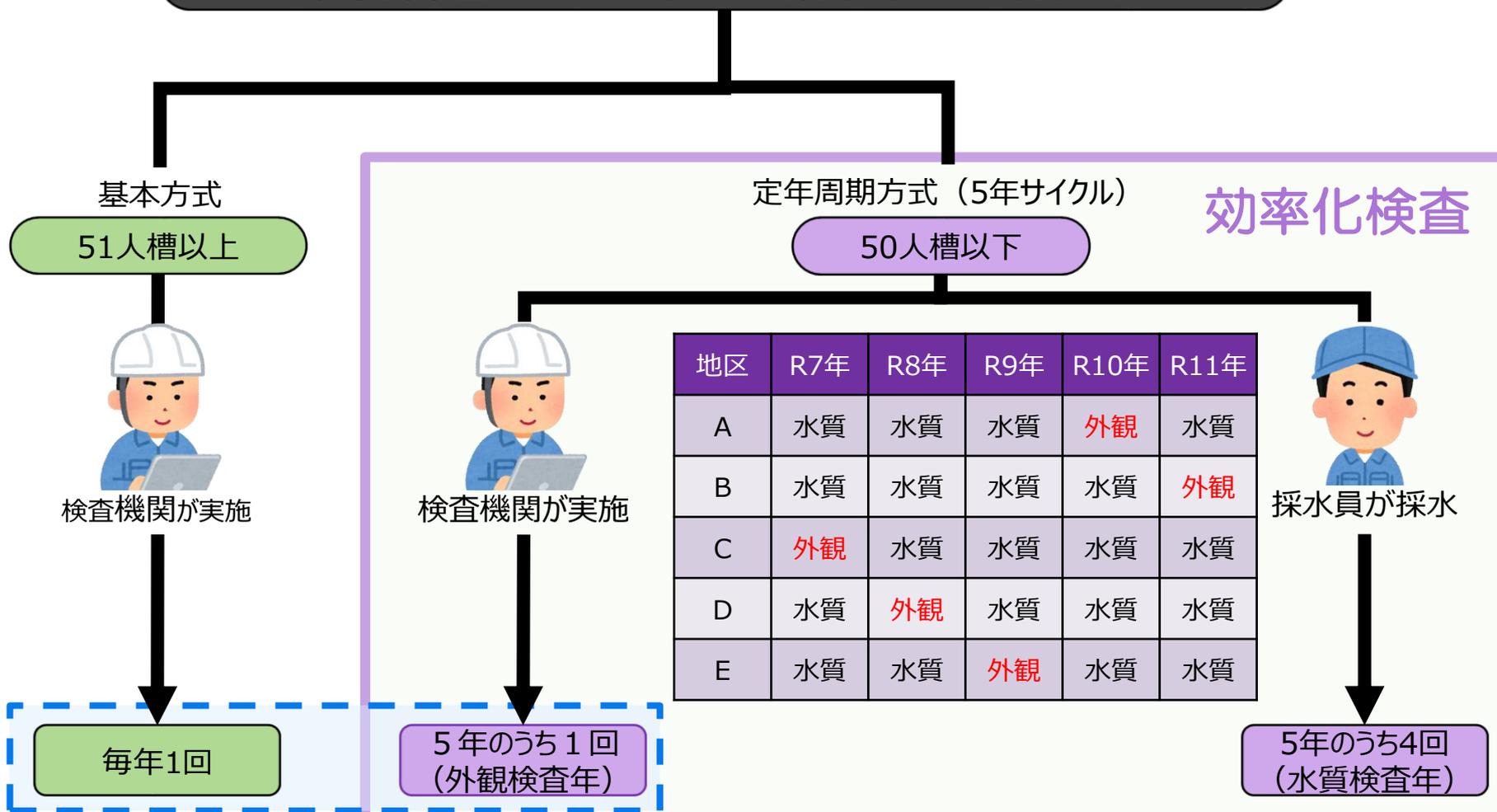


3. 「福岡方式」のしくみ

「福岡方式」の検査フロー

「基本方式」と「効率化検査」

維持管理 + 11条検査代行依頼の契約締結



3. 「福岡方式」のしくみ

「福岡方式」の検査フロー

51人槽以上（毎年）と50人槽以下の外観検査年（5年に1回）

基本方式

51人槽以上
毎年1回

定年周期方式

50人槽以下
5年のうち1回（外観検査年）

浄化槽法定検査判定ガイドラインに準拠

全項目検査

外観検査・書類検査・水質検査を実施

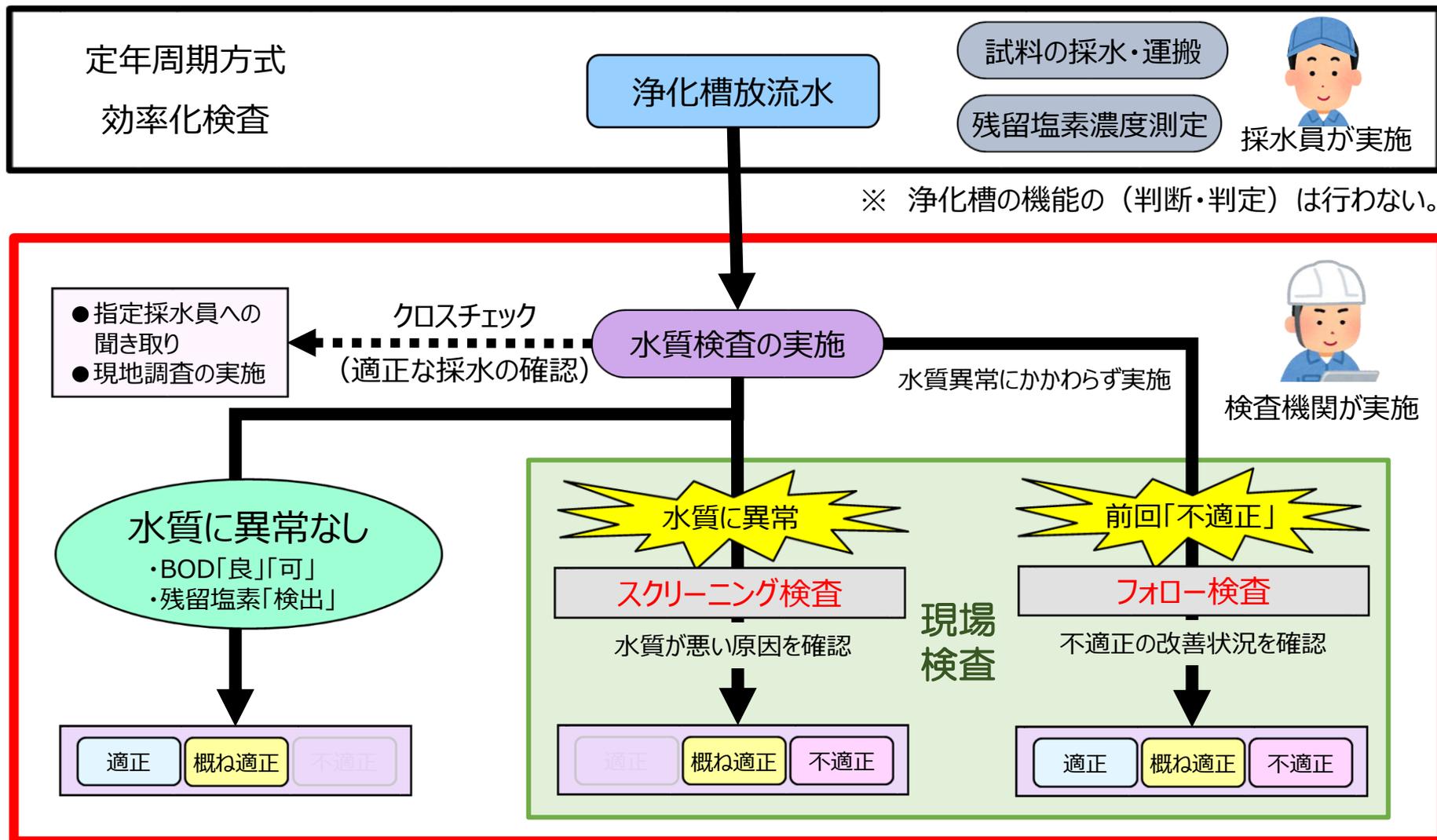
「適正」「おおむね適正」「不適正」の判定



3. 「福岡方式」のしくみ

「福岡方式」の検査フロー

50人槽以下の水質検査年（5年に4回）

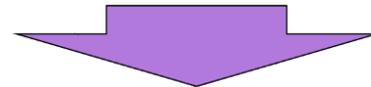


水質スクリーニング方式について

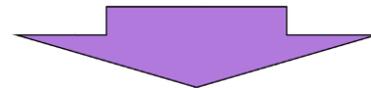
(50人槽以下の水質検査年)

水質検査結果
(指定採水員採水)

BOD値が基準値を超過、または、
残留塩素濃度未検出



浄化槽の処理機能に何らかの異常？



水質検査試料受付後、14日以内

必須

協会検査員が

外観検査
書類検査

を実施、総合判定

※ 水質検査は実施済み

水質検査を「外観検査のスクリーニング」として位置づけ、機能異常がある浄化槽を効率的に抽出し、問題があれば必ず外観検査を行うシステム

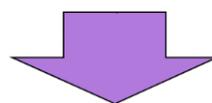
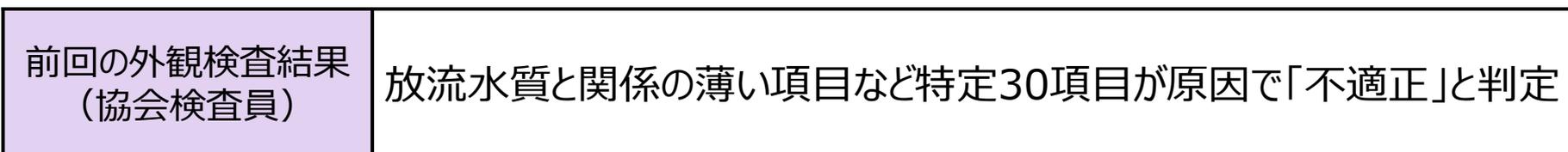
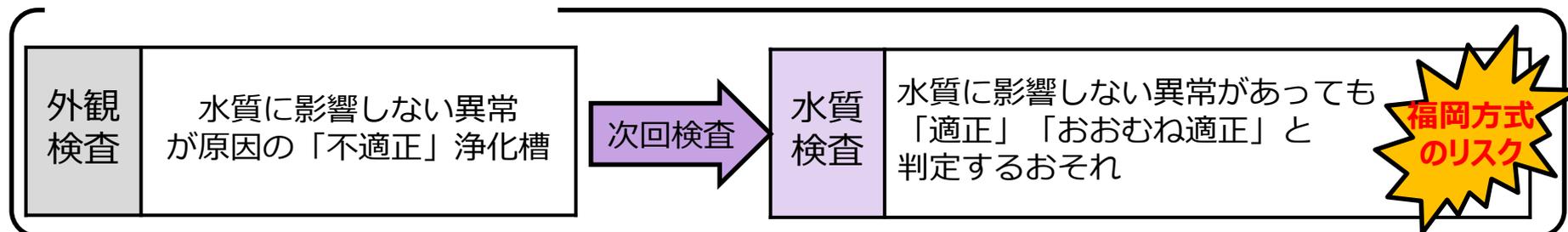
3. 「福岡方式」のしくみ

フォロー検査

「不適正」浄化槽を見逃さないしくみ

(50人槽以下水質検査年)

フォロー検査が始まる前は・・・



水質検査試料受付後、14日以内

必須



- ・「福岡方式」のリスクを回避
- ・「不適正」の改善状況を確認し、早期改善を促す (環境省の考え方に合致)

3. 「福岡方式」のしくみ

フォロー検査

フォロー検査対象項目

50人槽以下の浄化槽において、国が定めた法定検査判定ガイドラインに基づくチェック項目のうち、以下の30項目が原因で「不適正」と判定された浄化槽が対象

水平の状況	接触材、ろ材、担体等の固定及び保持状況	流入管渠及び放流管渠の設置状況
浮上または沈下の状況	ばっ気装置の固定状況	増改築等の状況
破損または変形の状況	攪拌装置の固定状況	流入管渠（路）の水流の状況
漏水の状況	汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	放流管渠（路）の水流の状況
溢流の状況	循環装置の固定状況	消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況
嵩上げの状況	逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況
汚泥の流出状況	膜モジュールの固定状況	浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況
雨水の流入状況	越流せきの固定状況	処理対象以外の排水の流入状況
その他の特殊な排水の流入状況	隔壁、仕切板及び移流管（口）の固定状況	流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況
ポンプ設備の固定状況	その他の内部設備の固定状況	清掃の回数

適正な採水を確保するしくみ

採水員による採水が適正であることを確認し、法定検査の信頼性を確保

指定採水員が浄化槽の放流水を採水

検査対象の浄化槽からきちんと採水しているか？
(現地で採水状況を確認するのは不可能)

全数チェック

全ての試料の塩化物イオン濃度を測定

判断に応じて
聞き取り調査実施

同一浄化槽の過去の水質検査結果
処理方式別の基準値

統計学的判断

指定採水員に対する聞き取り調査

原因不明

協会検査員による現地調査

R06 (2024) 年実績 : 1,697件 (1.7%)

R06 (2024) 年実績 : 9件

■ ■ ■ 採水適正点検 聞き取り調査依頼票 ■ ■ ■

様 Tel : XXX-XXX-XXXX
Fax : XXX-XXX-XXXX

一般財団法人 福岡県浄化槽協会 ○○検査センター Tel : XXX-XXX-XXXX
担当者名 Fax : XXX-XXX-XXXX

※下記の検体について、塩化物イオン濃度の低下がありました。お手数ですが、当該浄化槽の**前回清掃日**および**塩化物イオン濃度低下の主な原因**に○を記入してください。
また、なにかお気づきの点がありましたら**特記事項欄**に記入してください。ご記入後、FAXにてお知らせください。

判定 ★：処理方式別判定
☆：当該浄化槽の過去測定値からの乖離（かいり）

※敬称略

依頼番号	判定	採水員名	設置者名/設置住所	処理方式	人槽	Cl ⁻	前回清掃日	塩化物イオン濃度低下の主な原因	特記事項欄
							R . .	1: 使用人数が少ない 2: 使用頻度が少ない 3: 使用人数減少 4: 使用頻度減少 5: 雑排水の流入多い 6: 洗浄水量過多 7: 雨水流入 8: その他 9: 分からない	
							R 年.月.日	1: 使用人数が少ない 2: 使用頻度が少ない 3: 使用人数減少 4: 使用頻度減少 5: 雑排水の流入多い 6: 洗浄水量過多 7: 雨水流入 8: その他 9: 分からない	入院中
							R . .	1: 使用人数が少ない 2: 使用頻度が少ない 3: 使用人数減少 4: 使用頻度減少 5: 雑排水の流入多い 6: 洗浄水量過多 7: 雨水流入 8: その他 9: 分からない	

特記事項 記入例

- | | |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 1: 使用人数が少ない → 一人住まい、など | 5: 雑排水の流入多い → 洗濯回数が多い、など |
| 2: 使用頻度が少ない → 別荘、現在使用されていない、など | 6: 洗浄水量過多 → トイレバルブ故障、トイレ掃除過多、など |
| 3: 使用人数減少 → 居住者が○人から○人に減少、など | 7: 雨水流入 → 放流先から逆流、マンホール上部より、など |
| 4: 使用頻度が減少 → 営業日の減少、など | 8: その他 → 地下水が流入、など |

前回清掃日、塩化物イオン濃度低下の主な原因、特記事項等を記入のうえ、FAXで、ご返信ください。

特記事項欄には、塩化物イオン濃度低下の原因を補足する情報等のご記入をお願いします。

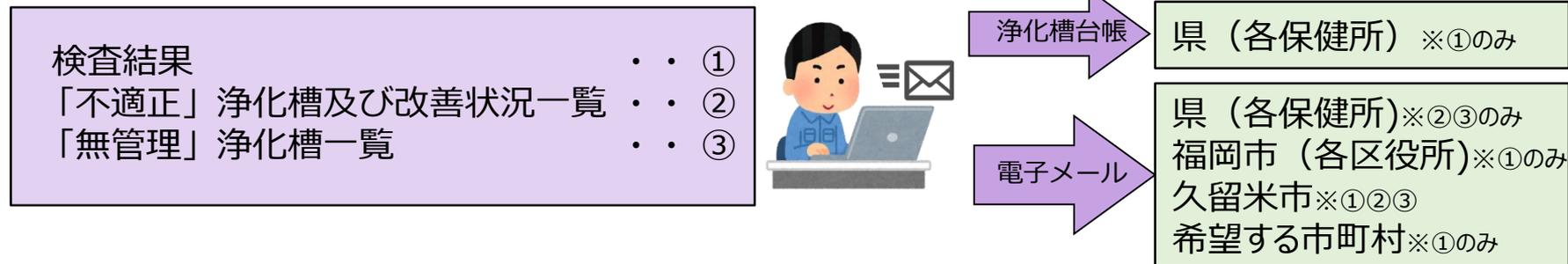
4. 行政への検査結果の報告

法令に基づく検査結果の報告

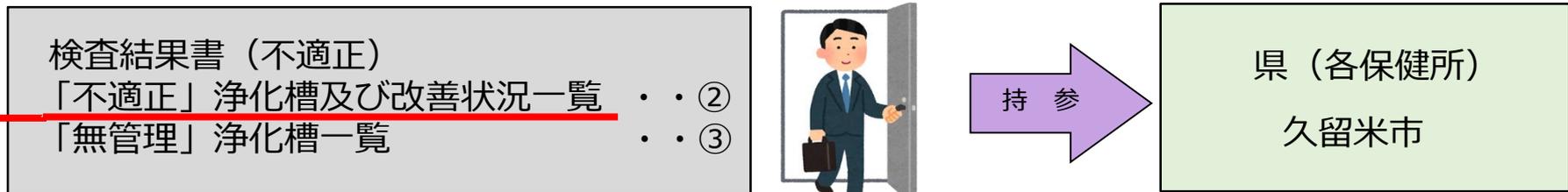
【都道府県知事への報告の根拠】

- 浄化槽法第7条2項及び第11条第2項
- 浄化槽法施行規則第4条の2及び第9条の2

(1) 浄化槽台帳を通じた報告または電子メールで一覧表を送信
(前月発行分を毎月25日を目途に送信)



(2) 「不適正」の検査結果は、結果書等を持参して対面で説明



重点的に改善が必要な浄化槽を区分して報告

- 【特単の可能性】特定既存単独処理浄化槽に該当する可能性が高い浄化槽 (破損・変形・漏水等)
- 【重点施設】破損・変形・漏水等が発生している浄化槽 (合併・単独)
- 【長期間清掃未実施】長期間清掃を実施していない浄化槽

5. 福岡方式のまとめ

「福岡方式」を支える3つの制度



問題が認められる浄化槽を効率的に検査・早期改善を図る

